

改正後	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p>土地改良施設が地震や豪雨、<u>突発的な事故</u>によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。</p> <p>県営農業用施設緊急改修事業（以下、「本事業」という。）においては、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、施設の緊急的な修復や調査、<u>用水確保</u>を行うものとする。</p> <p>第2 事業主体及び事業内容</p> <p>本事業は県が実施するものとし、原則として被災した施設の緊急的な整備や被災の恐れがある地域等の調査、<u>用水確保緊急対策</u>を行うものとする。</p> <p>第3～第9 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p>土地改良施設が地震や豪雨_____によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。</p> <p>県営農業用施設緊急改修事業（以下、「本事業」という。）においては、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、施設の緊急的な修復や調査_____を行うものとする。</p> <p>第2 事業主体及び事業内容</p> <p>本事業は県が実施するものとし、原則として被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査_____を行うものとする。</p> <p>第3～第9 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	現 行
<p>第1～第2 省略</p> <p>第3 事業内容</p> <p>本事業の事業内容は、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）に基づき分担金を徴収し県が施行、又は当該事業により造成した農業用の施設にあって、突発的事故が発生した県営造成施設の緊急的な補修補強<u>並びに国営又は県営造成施設の用水確保緊急対策</u>を行うものとし、対象とする案件は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、又は、土地改良施設突発事故復旧事業の対象となるものを除き、総事業費はおおむね2千万円以上（<u>用水確保緊急対策は除く。</u>）とする。</p> <p>また、被災の恐れがある地域等の調査、その他知事が防災上特に緊急を要すると認める整備を行うものとする。</p> <p>なお、本事業の調査は設置の主目的が防災対策とする施設を対象としている。一方で、県営ため池防災対策事業（平成28年10月19日付け農整第485号）は、施設設置の主目的が灌漑となるため池や農業用排水路などを調査対象としている。</p> <p>第4 事業の実施要件</p> <p>緊急的な補修又は改修は、突発的事故が発生し人的被害を防ぐ対策をおおむね単一年で実施しなければならない県営造成施設を対象とし、調査は突発的事故を未然に防止する必要がある地域等を対象とする。</p> <p><u>2 用水確保緊急対策は、突発的事故が発生し大規模な農業被害を防ぐため、緊急的に取水対策を実施しなければならない国営又は県営造成施設を対象とする。</u></p> <p>第5 事業の申請</p> <p>要綱第4の市町村から知事への申請は、別記様式第1号、様式2号による。</p> <p>2 知事の行う要綱第4第3項の通知は、別記様式第3号によるものと</p>	<p>第1～第2 省略</p> <p>第3 事業内容</p> <p>本事業の事業内容は、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）に基づき分担金を徴収し県が施行、又は当該事業により造成した農業用の施設にあって、突発的事故が発生した県営造成施設の緊急的な補修補強_____を行うものとし、対象とする案件は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、又は、土地改良施設突発事故復旧事業の対象となるものを除き、総事業費はおおむね2千万円以上_____とする。</p> <p>また、被災の恐れがある地域等の調査、その他知事が防災上特に緊急を要すると認める整備を行うものとする。</p> <p>なお、本事業の調査は設置の主目的が防災対策とする施設を対象としている。一方で、県営ため池防災対策事業（平成28年10月19日付け農整第485号）は、施設設置の主目的が灌漑となるため池や農業用排水路などを調査対象としている。</p> <p>第4 事業の実施要件</p> <p>緊急的な補修又は改修は、突発的事故が発生し人的被害を防ぐ対策をおおむね単一年で実施しなければならない県営造成施設を対象とし、調査は突発的事故を未然に防止する必要がある地域等を対象とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第5 事業の申請</p> <p>要綱第4の市町村から知事への申請は、別記様式第1号、様式2号による。</p> <p>2 知事の行う要綱第4第3項の通知は、別記様式第3号によるものと</p>

<p>する。</p> <p>3 知事の行う要綱第4第4項の承認は、参考様式第1号によるものとする。</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類。</p> <p>第6～第8 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成27年10月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年10月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成30年3月22日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和4年6月21日から施行する。</u></p>	<p>する。</p> <p>3 知事の行う要綱第4第4項の承認は、参考様式第1号によるものとする。</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類。</p> <p>第6～第8 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成27年10月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年10月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成30年3月22日から施行する。</p> <hr/> <hr/>
---	--